

部落解放同盟中央本部編

狭山差別裁判

第4集

六通の鑑定書と証拠申請弁論



狹山差別裁判（第4集）

頒価二〇〇円

一九七二年八月二十九日 第一刷発行
一九七三年八月一日 第四刷発行

編者

部落解放同盟中央本部
（委員長 朝田善之助）

発行

部落解放同盟中央出版局

大阪市浪速区久保吉町一二四七
振替 大阪 一〇五八三
電話 〇六（五六二）五一六五

印刷 中外日報社
製本 大日本製本紙工

狭山差別裁判 第4集

六通の鑑定書と証拠申請弁論

部落解放同盟中央本部編

狭山差別裁判第4集
六通の鑑定書と証拠申請弁論

目

次

はじめに 三

一、証拠申請弁論

証拠調請求についての意見陳述 佐々木哲蔵……二〇

上田鑑定書についての立証趣旨 青木英五郎……二六

死体の鑑定について 中田 直人……二四

筆跡などに関する五つの鑑定書の立証趣旨 山上 益郎……二五

二、鑑定書

死斑について 上田 政雄……二六

脅迫状における表記能力および句読点 大野 晋……二七

脅迫状における文章構成および用語 磨野 久一……二七

脅迫状における筆跡 綾村 勝次……二三

「玉石・棍棒」について 和歌森太郎……二三

残土について 上田 正昭……二三

八幡 敏雄……二四

三、資 料

1、「狹山事件」起訴狀	一四
2、同 檢事冒頭陳述	一五
3、同 檢事論告	一七
4、同 浦和地裁判決文	一八
5、狹山差別裁判日錄	二〇

はじめに

一

一九六三（昭和三八）年五月一日埼玉県狭山市川越高校入間川分校に入学したばかりの中田善枝が行方不明となった。この日六時間めの授業は二時三五分におわった。善枝はすぐ帰ろうとせず、誰かと待合せているかのように自分の机で本を読んでいた。

この日は善枝にとって高校にはじめての誕生日で朝は赤飯で祝ったが、別に取り立てて誕生祝いを家でするような予定はなかった。小一時間ほどすると善枝は教室に残っていた友だちに「さようなら」とあいさつして教室を出、自転車をころがして、小雨の中を帰っていったまま二度と姿を現わさなかった。教室を出たのは三時二三分だったと教室にいた中根敏子のはっきりと記憶している。また中田善枝は、三時二〇分頃に奥富玄二が勤務していた日本通運入間川支所が直接見える旭町ガード下に誰かを待っているような様子でいたのを、見たという中鳥いくさんの昭和三八年五月七日の供述調書によれば、

「その女の子は、ガードの角にくっつくようなかつこうで、荒神様の方を向いていましたが、自転車の荷台には、色は記憶にありませんが、カバンをつけていたようでした。私は、その姿を見て、長女が六年生ですが、高校にでも行くようになったら、この人のように新しい自転車や学生服を買ってやらなければならないのが大変だなと思いながら、じろじろと見ながら通ったものですから、その人

は、少し顔をそむけましたが、私は、そのカッコウからして雨具も、もってないし、頭にも何もせてもいず、服や顔などがたいしてぬれてもないし、自転車走ってきて雨やどりをしているなら、顔や頭をハンカチか何かでふくのが普通ですが、そんなこともしてなかったところからして、誰か知り合いの人でも待っているのかなというような感じでありました。」となっている。

それは、善枝の通学路であれば、旭町ガードに出る必要はなく、入間川を基準にすれば南側の踏切りを通って、薬研坂に沿って帰るのが被害者善枝の通学コースである。それを、帰るためではなく旭町のガードの下に居たということは、誰かと待ち合わせていたためであったことは、中島いく証言によっても明らかである。

……誰か知り合いの人でも待っているのかなというような感じでありました……
また、

……じろじろと見ながら通ったものですから、その人は、少し顔をそむけました……
などの点からみて、面識ある誰かと待合う約束していたことがあきらかになっている。

これは警察・検察にとって、犯人捜査の重要な手掛りとなるものであった。

また被害者善枝の死体が発見された五月四日に父の栄作は

「犯人を一日も早くつかまえてほしいという気持ちでいっぱいです。しかし、だからといって善枝がわたしのところにもどってくるはずがない以上、いまだに犯人の顔や名前を知りたいとは思いません」（読売新聞5・12）という手記を書き、「犯人がつかまっても会いたくないし写真も見たくない。犯人の方でも私の顔を見られないだろう。よく知っている人にちがいないから」（週刊現代5・23）と

述べている。

これもまた、犯人捜査の重要な手掛りになるものであった。

この事件の関係者の中に自殺者が続出したという事実にもっとも大きな注意を払わなければならない。事件発生直後、農薬を飲み井戸にとび込んで自殺した奥富玄二は、もと被害者中田善枝の家で働いていた作男であった。また事件捜査中に犯人らしい三人の男が車で通ったのを目撃したと言う田中登が自殺している。そして脅迫状による二〇万円を届けに行った被害者の姉中田登美恵もその後自殺した。

警察発表のように事件関係者がこの事件と無関係に自殺するということは十分ありうる。しかし「自殺」者があいついで出ており、しかもそのうち二人が中田家の直接的な関係者である。当然三人の「自殺」者の原因がこの事件との関係において追及されねばならなかった。しかし、警察は奥富玄二と同じように、事件の当初から「死人に用はない」とどの場合も捜査らしい捜査を行なわなかったし、まして善枝ちゃん殺し事件と関連させて追及するという態度をとらなかった。これは警察、検察が事件の真実が明らかになるのをおそれ、無実の石川一雄に罪をなすりつけようとする部落差別にかならなかつた。「自殺」者と「自殺」していた状態とに、今日なお重大な多くの疑義を残している。

また五月二日夜、佐野屋の前に行った被害者善枝の姉登美恵は、

「なるべく犯人を近くに引きつけるようにいわれていたのが、ヤミのなかであるし、こわくもあった。登美恵さんの話によると、『二人の刑事が、そのへんにもいるはずで、警察からそう聞かされていたが、どうしたわけかそこが欠けていた』という。たったひとりだったのだ。」（読売新聞 38・5・12）

ところが、登美恵より十分遅れて現われた犯人は、佐野屋の東側の茶畑のはしの道路わきから、突然「おい」と声をかけ、さらに「おい、おい来てんのか」と登美恵に呼びかけた。登美恵が「そうです。それで私が来てますよ」というと、犯人は「警察に話したんべ……そこに二人いるじゃねえか」といった。

月夜とはいえ、犯人が、刑事が二人、物かげにひそんでいることが、三十メートルも離れた場所から指摘できるはずはない。しかも、さきに登美恵がいつているように、「二人の刑事がそのへんにもいるはずで、警察からそう聞かされていたが、どうしたわけか、そこが欠けていた」のであり、その登美恵にしても二人の刑事を認めることはできなかった。しかるに犯人はあきらかに「……そこに二人いるじゃねえか」と指摘した。このことは、犯人が事前に警察の張り込みの状況をつぶさに知っていたことを物語っている。

犯人は、つかまれば極刑を受けることも予め知っているにもかかわらず、確信をもって佐野屋の前にあらわれることができたのは、このようなからくりがあったからで、中^な県^け警^{けい}刑^{けい}事^じ部^ぶ長^{ちやう}が認めざるをえなかったように、警察の嚴重な張り込みの裏をかくて現われた犯人を逮捕できず取り逃がすという警察の不手際は、偶然ではなく必然の結果であると見ることができる。

だから犯人は、ひきあげるときでも「おら帰るぞ、帰るぞ」と張り込みの警察官を小馬鹿にしている。つまりここでいえることは、犯人は張り込みの状況をよく知っていたのである。

犯人がこういう張り込みの詳細な状態を知ることができたのは、警察が被害者善枝の姉の登美恵をおとりにつかうため、こわがる登美恵を安心させ、警備に信頼をもたせようと、必要以上に多くの張

り込み状況を話していることもそのひとつである。

そして、吉展ちゃん事件の強烈な印象が、市民の頭の中からまださめない時期に発生した善枝ちゃん殺し事件は、当然、吉展ちゃん事件と同じ誘拐殺害事件として警察・検察が捜査することは考えられる。しかし善枝ちゃんは、吉展ちゃんとは違って高校一年生であり、万能スポーツ選手であったことなどからみて、単なる誘拐殺害事件としてみることは重大な誤りがあった。それはむしろ「婦女誘拐事件」を装って完全犯罪をねらった組織的・計画的犯行とみるのが正当であった。

しかるに、五月六日に中田家の元作男であった奥富玄二が自殺したとき、「現場近くに住む『犯人らしい男』が自殺した」という情報にたいして、篠田国家公安委員長が、「こんな悪質な犯人はなんとしても生きたままフンづかまえてやらねば……」と歯ぎしりをしていた（埼玉新聞5・7）といわれるが、これによって、重要な容疑者として取調べていた奥富玄二にたいする捜査はそのまま打ち切られ、なにがなんでも「生きた犯人」をつかまえないければという捜査がすすめられることになった。

これは篠田国家公安委員長が、死んだ犯人には用がない、生きたまま逮捕せよ、と発言したことが客観的には、たとえデッチあげた犯人でも生きた犯人を捕え、失墜した司法権力の威信回復をはかることが捜査本部に対する至上命令となり、これが無実の石川一雄を死刑においやる狭山差別裁判をねつ造する結果となった。

以上は、「狭山差別裁判」第2集・第3集でも明らかにされているように、なお多くの疑問点を持っている。なかでも、去る七月二七日の公判において証拠申請弁論のうえ弁護団によって、提出された六つの鑑定書は、一審判決を取消し無実の石川一雄の釈放を決定づける重要な内容を持っている。

狭山差別裁判に勝利するためには、この「狭山差別裁判」第4集を、広範な勤労人民大衆の中へ持ちこみ、公正裁判要求闘争に積極的に参加させるように努力しなければならない。

二

狭山差別裁判の最たる特徴は、被告人石川一雄のいわゆる「自白」と客観的事実とが一致しないことである。

真理は一つであり、被告石川一雄が真犯人であれば「自白」と客観的事実が、ことごとく一致しなければならぬ。ところがそれとは逆に「自白」と客観的事実とが、ことごとく食いちがつているところに端的にあらわれているこの事實は、いかに司法権力が力んでみても、それをおおい隠すことはできない。このことは六つの鑑定書が如実に物語っている。

脅迫状についてみても、脅迫状がいかに稚拙をほどこしたとしても、上手の手から水がもれるということわざのように、「刑」も「札」も、日常生活の中に使用する頻度の少ない理解漢字（使用漢字に対して）であり、誤記とは考えられない。「金二十万円」についても、「二十万円」としないで、「金」を付していることは、正しい金額表記を身につけていることを示している。

とくに、この文章の十二センテンスのことごとくに、句点が付されていることは、筆者が文意識を身につけていることを表わしている。

また本文章に打たれている（・）は、ローマ字文における句点であるが、横書き文に句読点を打つことはむずかしい。文の最初の部分には読点は打たれていないが、最終のセンテンスにおける「……

て、……て、……する。」の続接詞の次に読点が正しく打たれていることは、本来、句読点が正しく打てる能力を十分に備えていることを示している。

ここに指摘されているように、中田家に届けられた脅迫文は、「……家が貧困であつたため、小学校も満足に行くことができず」という検事論告や、「……小学校すら卒業せずして少年時代を他家で奉公人として過ごし」（判決文）たという石川には到底書けない文章なのである。

これが脅迫文の全内容であり、客観的事実である。脅迫文の筆跡がいかにも稚拙をほどこしたとしても、この内容を隠しきることはできない。したがって、石川の筆跡鑑定がいかなる結果が出たとしても、客観的事実として、この脅迫文の全内容を否定する根拠とはなり得ないことが、良識ある市民なら容易に理解できるところである。

つぎに、事件の真相を明らかにするために、われわれは死体発見の際の「実況見分調書」をみなければならない。

この事件においては、死体発見の際この調書に記載されており現場に存在していたという、たとえば玉石、棍棒は被害者と犯人との人間関係をあらわし、茶の葉は犯人の知能程度をよく示し、ビニール布および荷札は犯人の出身階層をよくあらわしている。また被害者中田善枝の首と両足を縛っていたという「ひこつくし様」の細引紐は、犯人の計画的犯行を物語っている。これらの点からみて犯行の性格もまたおのずから明らかである。ところがこれらの重要な物証は、なぜか作偽的にことごとくこの裁判からしりぞけられている。また毎日新聞（6・20）がつたえたように「五月一日は午後三時半ごろから雨がはげしく降っていたのに制服はわずかしが濡れていなかった」点を、この調書の「靴

を脱がして検するに、靴下は比較的きれいであって、靴下のまま歩いた状況は認められない」とあるのを照らし合わせてみるならば、犯行は石川が「自白」させられたような野外ではなく屋内でおこなわれたものであることはあきらかである。客観的事実はひとつしかないのであって、真犯人ならば、自白とこれにもとづいて発見された物証なりが、すべて客観的事実と合わなければならないのである。前に指摘したことだが、たとえば中田善枝の死体を埋めた状況は、けっして一審の判決がいうように偶然会った一人の見知らぬ男石川が誘かいして、薬研坂からはるばる七〇〇メートルもある事件現場まで歩いてつれて行き、松の木に縛り、強姦して殺したということにはならない。なぜなら、善枝の学校における四時間目の授業が料理の時間であり、カレーライスを食べて十二時五分に授業が終了している。ところが、県警本部の五十嵐勝爾鑑定医によれば「生存中最後の摂食時より死亡までには最短三時間は経過せるものと推定する」となっているが、第六回公判における宇賀神高校教諭が証言している十一時五〇分から十二時五分の間に食事を食べたとすれば、善枝の殺害時刻は三時半前後とならなければならない。また、死体を芋穴につるし、脅迫状をかかなりの道のりのある中田家に届け、石田豚屋からスコップをもって芋穴のところにもどり、農道のところを掘って埋め、いそいで家に帰ったという、要するに時間的な関係からいっても人目につかないようにするだけのものではない。死体を埋めた状況そのものが、判決のいうような石川が埋めた状態とはいちじるしくちがうのである。客観的事実としての死体を埋めた状況を説明しきれない判決は信頼することのできないものであって、石川の無実を示しているのである。

また死体とともに発見された玉石や棍棒などについては、警察が犯行と関係あるものとして押収し

たのだが、判決はこれらが死体とともにあったという客観的事実にまったくふれていない。警察は押収したものの、石川にたいしてこれらについて自由をでっち上げることができなかった。これが拷問と誘導訊問の限界である。もし石川が真犯人であれば、当然その状況を容易に説明できたはずであった。玉石や棍棒を無視して警察調書をつくり、検察官もこれを採用したため、内田裁判長も判決に死体を遺棄した状態を書くとき、これらの存在について一言も触れなかったのである、というより触れられなかったのである。玉石や棍棒が死体のそばにあったという客観的事実は、まったく無視されてしまった。いいかえればこの判決は、この点においても客観的事実と一致しないのであって、このような内容は、たんなる主観的な作文にしかすぎず、どれほど石川を犯人だときめつけようとも、これもまた石川の無実を客観的に立証することにはかならないのである。

いうまでもないことだが、この事件の核心は、中田善枝が犯人によって殺害されたということである。この事件は部落民にたいする社会意識としての差別的偏見と予断によって石川が犯人に仕立てあげられてきた。弁護団の活動の力点は、警察・検察がでっち上げ、裁判所（一審の判決）が認めた証拠のひとつひとつを綿密にとりあげ、それらが客観的事実に照らしていかに不合理であり、矛盾をはらんでいるかを明らかにすることに置かれた。それによって、きわめて実証的に石川の「自由」が警察の拷問・誘導によってでっち上げられたことが示され、石川の無実がひろく知られるようになった。

しかし、この活動は別の意味で一つの弱点をもつことになった。刑事裁判の性格上やむを得ないことではあるが、法廷闘争そのものが警察・検察がでっち上げた証拠をめぐってだけ、その主張するこ